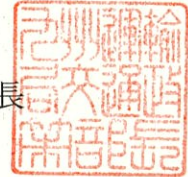


九運環物第254号の2
令和6年3月29日

九州冷蔵倉庫協議会会長 殿

九州運輸局 交通政策部長



倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示の施行に伴う既存の温度帯区分の取扱いについて

標記について、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長から別添のとおり通知がありましたので、傘下会員に対し周知方よろしくお取り計らい願います。